

第201900036995号

令和元年5月10日

一般社団法人鳥取県建設業協会会長  
一般社団法人鳥取県土木施工管理技士会会長  
一般社団法人鳥取県造園建設業協会会長  
一般社団法人鳥取県管工事業協会会長  
一般社団法人鳥取県電業協会会長  
一般社団法人鳥取県警備業協会会長  
部落解放鳥取県企業連合会理事長  
鳥取県技能士会連合会長

様

鳥取県県土整備部長  
(公印省略)

再生クラッシャーランの供給不足への対応について（送付）

再生クラッシャーランの依供給不足への対応（平成31年2月18日付第20180031094  
2号当職通知）を下記のとおり一部改定したので、御承知いただくとともに貴団体会員への周知をお  
願いします。

（担当：技術企画課技術調査担当 椎木、河村 電話 0857-26-7410）

記

技術企画課が再資源化施設に依頼し調査する、再生クラッシャーランの生産状況（供給の可否）調  
査について、5月までの調査で依然として多くの再資源化施設で不足が続いており、今後も継続した  
調査が必要となることから、別紙のとおり「2週間に1回」の調査を「随時」調査に改定し、生産状  
況の変更があった場合は、再資源化施設からその都度報告を受け、随時調査結果を更新する。

## 再生クラッシャーランの不足への対応について

### 1 趣旨

クラッシャーランについては、鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領（平成14年6月25日県土整備部長通知。以下「要領」という。）により、工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合には、原則再生材を使用することとしているが、平成30年7月豪雨及び台風24号等の災害復旧工事で急激な需要の増加に伴い、再生材の供給に不足が生じている。このため、再生クラッシャーランの使用について、当面の間、以下により対応することとする。

### 2 適用範囲

この対応方針は、鳥取県県土整備部発注の全ての工事に適用する。

### 3 再生クラッシャーランの供給不足への対応

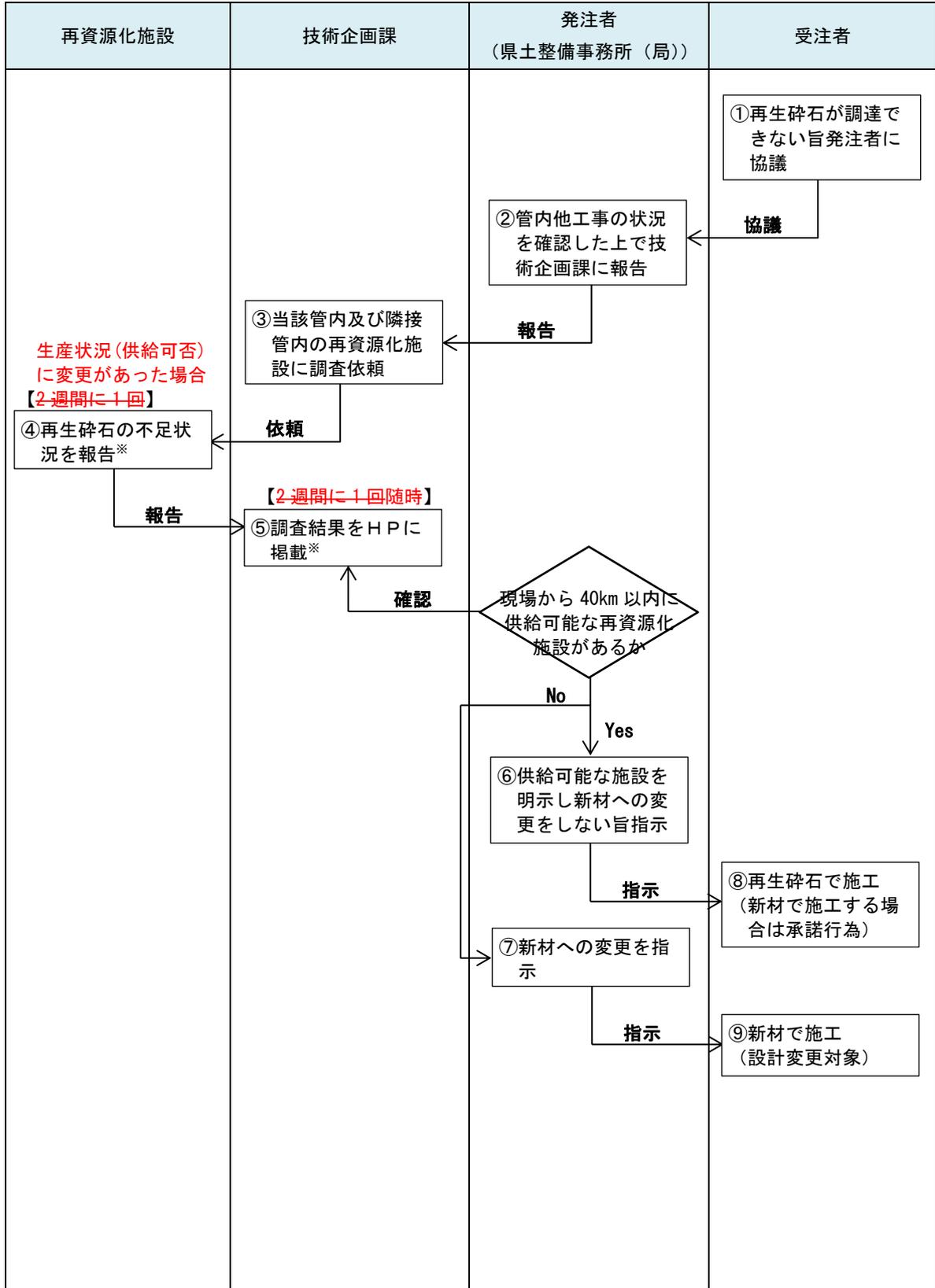
#### (1) 再生クラッシャーランの不足状況の調査

- ・各県土整備事務所（局）は、受注者からの協議等により再生クラッシャーランの不足が確認された場合は、技術企画課に報告する。
- ・技術企画課は、報告のあった県土整備事務所（局）の発注工事で利用する範囲（当該管内及び隣接する管内）の再資源化施設に依頼し、再生クラッシャーランの供給の可否を2週間に1回の頻度で随時調査し、調査結果を県土整備部技術企画課ホームページに公表する。（<https://www.pref.tottori.lg.jp/283029.htm>）
- ・当該調査及び調査結果の公表は、再生クラッシャーランの供給不足状況が改善するまでの間、継続して実施するものとする。
- ・なお、取引先を特定の会社に限定する再資源化施設の供給の可否は、供給不可として取り扱うこととする。

#### (2) 再生クラッシャーランの不足に伴う新材への設計変更

- ・再生クラッシャーランの不足に伴い受注者から新材への変更協議があった場合には、発注者において、上記（1）の技術企画課の調査結果で工事現場から40kmの範囲内に供給可能な再資源化施設が無いことを確認し、新材に設計変更できるものとする。
- ・要領にある「再資源化施設側から書面により供給の確保が出来ない旨の回答」の協議書への添付は不要とする。
- ・受注者においても、受注者が再生クラッシャーランの購入を予定する再資源化施設に、必ず現場毎に供給の可否を確認するものとし、安易に新材を使用しないこと。
- ・なお、新材が不足する場合には技術企画課に別途協議すること。

## 再生クラッシャーランの不足への対応フロー



※ ④～⑤については、再生砕石の供給不足状況が改善するまでの間、継続して実施する。